

令和 7 年 9 月 17 日
あんしん少額短期保険株式会社

令和 7 年 9 月 2 日からの大雨に係る災害救助法の適用について

(第 2 報)

この度の令和 7 年 9 月 2 日からの大雨に係る災害により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。秋田県は 1 市 1 町 1 村に災害救助法の適用を決定しました。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長 6 カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【秋田県】	
能代市	9 月 2 日
北秋田郡上小阿仁村	9 月 2 日
南秋田郡五城目町	9 月 2 日

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0 1 2 0 - 6 8 5 - 3 3 6

受付時間 9:00 ～ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

以上